

県庁オフィス改革モデル事業業務企画提案競技審査要領

令和7年4月23日

1 目的

この要領は、県庁オフィス改革モデル事業業務企画提案競技に関し、公正かつ適正な選考を実施するために必要な事項を定める。

2 審査委員会

委員長 宮崎 智美（行政改革推進室 室長）
副委員長 財産総合管理課 園部 太郎（財産総合管理課 課長補佐）
内部委員 一政 稔（人事課行政改革推進室 改革推進担当 主幹）
佐藤 公則（財産総合管理課 庁舎保全担当 主幹）
事務局 倉元 淑江（人事課行政改革推進室 改革推進担当 主査）
兵頭 均（財産総合管理課 庁舎保全担当 主査）

3 審査方法

- (1) 企画提案書、見積書等の書類審査を実施する。
 - ① 審査委員が「審査表」により採点を行う。
 - ② 審査の得点が6割以上になった参加者のうち、以下の優先順位に従い、受託候補者を決定する。
 - (ア) 審査委員の点数の合計が最も高い者。
 - (イ) 合計点数が同点の場合、「2企画提案内容」が最も高い者。
 - (ウ) 合計点数及び「2企画提案内容」が同点の場合、最も安価な提案をした者。
- (2) 提案者が1者の場合
書類審査を実施し、審査の得点が6割以上で、かつ審査委員会において業務の円滑な遂行が可能であると判断した場合には、本委託業務の契約の手続きを行うものとする。